

歯周病検診（歯科健診）のお知らせ

令和7年6月1日から、新たに「**歯周病検診（歯科健診）**」を実施することとなりました。歯周病は口の中の健康はもちろん、糖尿病や心疾患、肺炎など全身に影響を及ぼすと言われていきますので、対象となっている方は、積極的にご利用ください。

対象者（受診する年度の3月31日時点の年齢が以下の方）

- ・50歳以上の国保加入者（歯科健診）
- ・後期高齢者医療保険加入者（歯科健診）
- ・上記以外の20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の方（歯周病検診）

検診の内容

- ・問診
- ・歯や歯ぐき等の状況に関する検査
- ・保健指導

助成額

検診費用全額（自己負担なし）※検診以外を実施した場合は、自己負担となります

検診の受け方

1. 大間町役場 健康づくり推進課（31-0350）へ連絡する。
 2. 役場から受診券や問診票などが送付されます。
 3. 希望する歯科医療機関へ受診予約する。
（ちよや歯科クリニックなどで受診できます。）
 4. 問診票等に事前に記入し、受診予約日に受診する。
- ※検診結果は、当日、歯科医療機関より渡されます。

問合せ

大間町役場 健康づくり推進課 健康係 ☎ 31-0350（直通）